

鴨川版CCRC推進会議設置要綱を次のように定める。

平成 28 年 9 月 1 日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市告示第 118 号

鴨川版CCRC推進会議設置要綱

(設置)

第 1 条 本市の特色と強みを生かし、CCRC（まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 8 条の規定により政府が定めるまち・ひと・しごと創生総合戦略における生涯活躍のまちをいう。以下同じ。）の形成を官民の協働により推進するため、鴨川版CCRC推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議は、鴨川版CCRCの形成に関する構想及びこれに基づく計画（以下「構想等」という。）の策定に当たり構想等の具体像その他市長が必要と認める事項について検討を行うとともに、鴨川版CCRCの形成に必要な多様な主体による取組について協議及び調整を行う。

(組織)

第 3 条 推進会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医療及び福祉の関係者
- (2) 産業、労働及び教育の関係者
- (3) 識見を有する者

3 推進会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日からその日の属する年度の末日までとする。

(会議)

第 5 条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じて関係者の会議への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 推進会議の庶務は、企画政策課において処理する。

(その他)

第 7 条 この告示に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 委員の互選により委員長が定められていない場合の会議については、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。